

第16期 第15回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年10月24日(水) 午後1時32分～午後4時01分

2 場所： 豊見城市役所 2階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	當間 勉

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當銘 博 ・ 金城 敏満

7 現場調査日時： 平成30年10月24日(水) 午後1時34分～午後2時56分

8 現場調査数： 7 件

9 付議すべき案件

報告第 87 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 88 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 89 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 90 号	現況証明願について
報告第 91 号	農地法許可申請の取下げ願いについて
報告第 92 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 93 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 94 号	農地法第18条第6号の規定による通知について
議案第 44 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 45 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 46 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 20 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第15回総会を開会いたします。

(午後1時32分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は、8名中8名で豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の當銘博委員と第3番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、それでは議事録署名委員に第2番委員の當銘委員と第3番委員の金城委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

では、本日提案された議案等についての現場調査7件のほかに、農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時34分

再開 午後2時56分

会長

再開します。

現場調査、大変お疲れさまでした。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第87号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。
報告第87号「農地転用後の利用状況の報告について」、9件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第87号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第88号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の5ページをお開きください。
報告第88号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第88号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第89号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の7ページをお開きください。
報告第89号「転用許可に係る工事の完了報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第89号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 90 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 90 号「現況証明願について」、11 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 90 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 91 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 91 号「農地法許可申請の取下げ願について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 91 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に報告第 92 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 92 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 92 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質

疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 93 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 20 ページをお開きください。

報告第 93 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 93 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に報告第 94 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 23 ページをお開きください。

報告第 94 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 94 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に議案案件に入ります。議案第 44 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 44 号について説明いたします。

議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、6 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 31 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字保栄茂赤幸原 969 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 2 番につきまして、議案書の 33 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字保栄茂前ノ原 290 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

続きまして、整理番号 3 番につきまして、議案書の 35 ページをお開きく

さい。
申請のありました豊見城市字名嘉地屋無垣原 171 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 4 番につきまして、議案書の 37 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良後原 429 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 5 番につきまして、議案書の 39 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良東原 272 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

整理番号 6 番につきまして、議案書の 41 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字翁長真謝原 421 番 1、421 番 7 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 44 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定をいたしました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定をしました。
次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定します。
次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(7 番委員挙手)

会長 上原委員、どうぞ。

7 番委員 ●●●●●さんは、22 歳ですが、新規就農ではないということなんですが、この航空図を見るとハウスをしているんですか。

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定します。
次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して
お願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移ります。
整理番号 6 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可
することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番については許可することに決定しま
す。
次に議案第 45 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 43 ページをお開きください。
議案第 45 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ござ
いました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは案件
内容についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、
与根中原 303 番。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号
には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議案第 45 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお
願いいたします。

8 番委員 休憩してもらえますか。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 16 分

会長 再開します。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

議案第 45 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 45 号は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 46 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 50 ページをお開きください。

議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、根差部東原 191 番 1。転用目的は資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、嘉数前原 551 番 1。転用目的は太陽光発電設備。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、66 ページをお開きください。申請のあった土地は、嘉数前原 547 番。転用目的は太陽光発電設備。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、別紙資料をご覧ください。申請のあった土地は、金良後原 428 番 3。転用目的は排水処理施設。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、78 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名東原 131 番 4 及び 131 番 5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名東原 131 番 3。転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5

条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第46号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第46号は、1件ずつ審議します。

それでは整理番号1番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号2番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(7番委員挙手)

会長

はい、上原委員。

7番委員

先ほど細い道で車は入れなかったところでしょう。第2種農地の条件でこの設備は行けると思う。許可自体はオーケー？

事務局

通常の太陽光発電は第2種か第3種農地。

7番委員

許可自体は大丈夫？

工事自体で細すぎる。逆に岩が積まれていたんだけど、整備するのかなと思ったんですけども。

事務局

ちょうどあの石垣のある部分が里道になるんですよ。里道がある部分を削って少し広げて入れるようにするという話で調整は済んでいるはずですよ。

7 番委員 私道も入っているという。

事務局 私有地に今、農道が通っているような状態です。

7 番委員 それも本人たちの許可とかは要らないんですよね。

事務局 一応、工事のときにこの私有地の中に通っている農道の通行の同意というのはいたいていいます。

7 番委員 設置者側が許可をもらうと？

事務局 地権者側からはいただいています。

7 番委員 わかりました。

会長 ほかに質疑はありませんでしょうか。
休憩します。

休憩 午後 3 時 23 分
再開 午後 3 時 25 分

会長 再開します。
ほかに質疑はございませんでしょうか。
これより採決に移ります。
整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある委員は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。
整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 49 分

会長

再開します。

當銘委員、よろしく申し上げます。

2 番委員

この件についてですが、土地改良区のものにそぐわないので、不許可相当としたいと思います。

会長

今の當銘博委員の意見に異議はないですか。

(異議なし)

会長

よろしいですか。整理番号 4 番は、不許可相当ということで進達をしたいと思えます。

次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これより採決に移ります。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

事務局 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 52 分

再開 午後 3 時 54 分

会長 再開します。
協議第 20 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」、事務局よろしく願いいたします。

事務局 協議第 20 号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 こんにちは。農林水産課、大城です。
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 2 件ございますので、それぞれ説明したいと思います。

87 ページをお願いします。まず初めに、H30-12 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は座安 185 番 2、面積は 2,046 m²のうち 1,000 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から 5 年となっております。

次に H30-13 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は伊良波 324 番 2 で、面積は 1,510 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から平成 35 年 9 月 30 日、借賃については年額 1 万 2,000 円を、毎年 11 月末までに現金持参することとなっております。

以上です。

会長

協議第 20 号について、説明が終わりました。

協議第 20 号は、1 件ずつ審議します。

それでは番号 H30-12 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

8 番委員

休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 56 分

再開 午後 3 時 57 分

会長

再開します。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 H30-12 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、番号 H30-12 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次は H30-13 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいですか。これより採決します。番号 H30-13 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、番号 H30-13 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

休憩します。

休憩 午後 3 時 59 分

再開 午後 4 時 00 分

会長

再開します。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆さまには、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきましてありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

平成 30 年 10 月 24 日（水）

午後 4 時 01 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



2番委員

菅 銘 博



3番委員

金城 敏満

